

雁が音中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 学校いじめ対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒や保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、主査、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

○「学校いじめ対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや5分間面接の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットでのいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや5分間面接を定期的実施(年3回)し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、人権を尊重しながらも、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラースクールほっとアシスタント、心の教室相談員等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

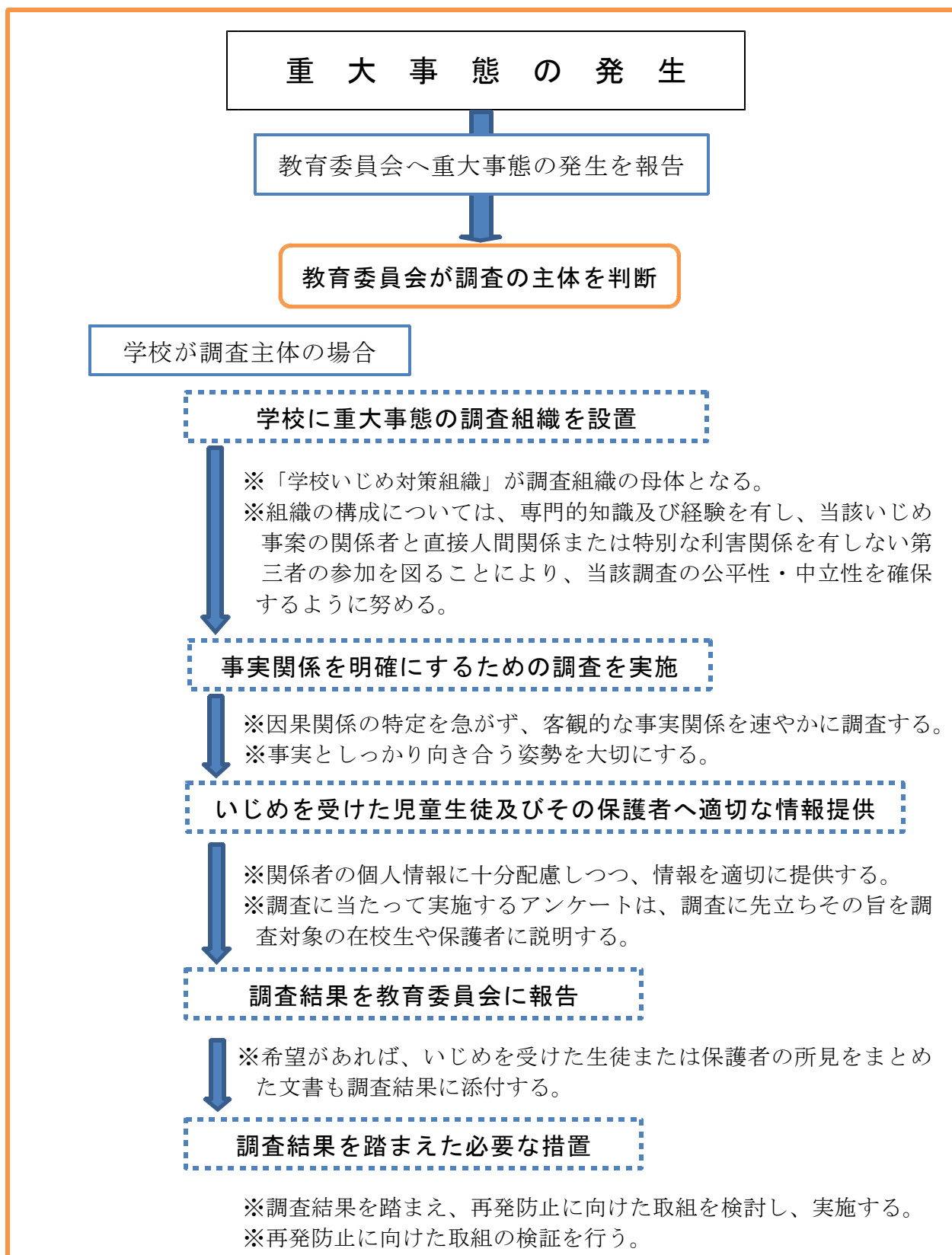
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル(P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価アンケート及び生徒へのアンケートを実施(12月)し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<年間計画>

< R4.5.6 現在 >

	教職員への研修等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談員やS.C、スクールほっとアシスタントの周知 ○学級開き、学年開き ○スマホ教室	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の紹介 ○授業参観
5月			○いじめ防止モニター の任命 ○生活アンケート ○5分間面接	○家庭訪問 ○部活動参観
6月		○修学旅行（3年）		○地域サポート会議 ○授業参観
7月		○選手権大会		○三者懇談会
8月	○いじめカウンセリング 研修会	○林間学校（2年）		
9月		○新人戦大会	○5分間面接 ○身体測定	
10月				○学校評議員への 学校行事・授業 の公開
11月		○体育大会 ○保育実習（3年） ○職場体験学習（2年）	○生活アンケート ○5分間面接	○中学校区生活指 導懇談会
12月	○教職員と生徒による 「評価アンケート」 の実施→検証	○合唱コンクール・文化 発表会 ○人権週間 ○薬物乱用防止教室 ○学校保健委員会		○三者懇談会 ○保護者への学校 評価アンケート
1月		○福祉実践教室（1年）	○身体測定 ○生活アンケート ○5分間面接	○進学相談会 ○部活動参観 （小学6年）
2月	○自己評価	○予餞会		○授業参観
3月	○学校関係者評価の結果を 検証し、「基本方針」の見直し	○学年行事（1・2年）		○学校関係者評価 委員会で「自己 評価」の実施
通年	○校内のいじめに関する 情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○創造性を育む授業づくり	○健康観察の実施 ○S.Cによる相談 ○生活ノート	○あいさつ運動 （0の日に開催）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。